



2025年3月17日

資料8

# 「知財投資・活用戦略の有効な開示及びガバナンスに関する検討会」（第24回）

## ～ 本日もご意見いただきたい点 ～

森 俊彦 一般社団法人 日本金融人材育成協会 会長

### 【略歴】

東京大学経済学部卒、同年 日本銀行入行、シカゴ大学大学院留学（経済学マスター）、信用機構局参事役（バーゼル銀行監督委員会・日本代表）、  
審査局参事役（上席審査役）、金沢支店長、金融機構局審議役などを経て、金融高度化センター長

現在、環境省 ESG 地域金融普及促進アドバイザー、住友生命 社外委員、足利銀行 取締役、西尾信用金庫 理事、地域未来デザイン 代表理事、  
中小企業基盤整備機構「中小企業応援士委嘱委員会」委員長、マネジメントパートナーズ 経営顧問を兼務 【著書】「地域金融の未来」（中央経済社）

### 【政府委員】

2016年～ 経済産業省「ローカルベンチマーク活用戦略会議」委員

2017年～ 内閣府「知財のビジネス価値評価検討タスクフォース」委員

2018年～ 環境省「ESG 金融懇談会」委員

2018年～ 金融庁「融資に関する検査・監督実務についての研究会」メンバー

2019年～ 環境省「ESG 金融ハイレベル・パネル」委員

2019年～ 金融庁「金融仲介の改善に向けた検討会議」メンバー

2020年～ 内閣府「価値デザイン経営ワーキンググループ」委員

2021年～ 内閣府・経済産業省「知財投資・活用戦略の有効な開示及びガバナンスに関する検討会」委員

2022年～ 内閣府「経営デザインシートの普及推進に向けた戦略及び標準的なツール策定の実証調査」委員

2022年～ 中小企業庁「事業環境変化対応型支援（デジタル化診断）事業 有識者検討会」座長

2023年～ 経済産業省「ローカルベンチマークガイドブック検討会」委員

2025年～ 中小企業庁「中小企業の成長のためのイノベーション研究会」委員



① 「知財・無形資産ガバナンスガイドライン」の更なる普及に向けてどのようなアクションが有効か。

**(1) (事務局説明資料：p8)**

「知財・無形資産 GGL」、「大学知財ガバナンスガイドライン（大学知財 GGL）」

**(事務局説明資料：p14)**

- 2024 年通常国会に提出された「事業性融資の推進等に関する法律案」の早期成立を目指す。  
(短期・中期) (金融庁、内閣府 (知財)、法務省、経済産業省)  
→ 2024 年 6 月に「事業性融資の推進等に関する法律案」が成立 (企業価値担保権)。  
2026 年春頃の施行を目指し、関係政府令等の環境整備中。

**<ご提案>**

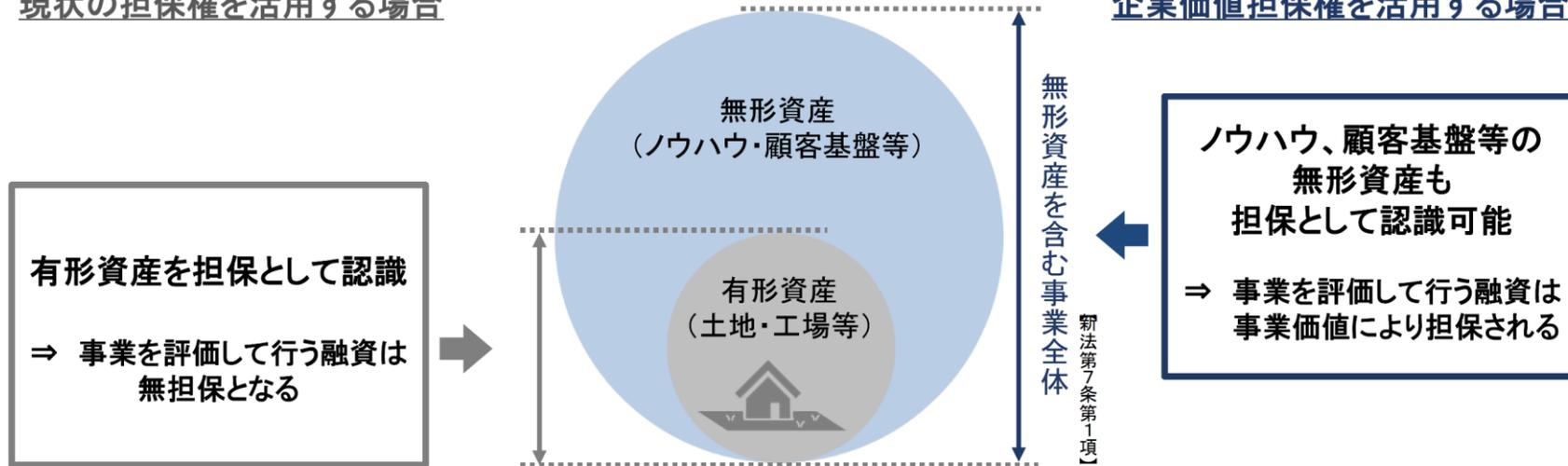
(A) 全国銀行協会、地方銀行協会など向けに「知財・無形資産 GGL」の講演などを行ってきませんが、大学と中小企業・スタートアップの連携はより金融機関の実務に即したものと考えられるので、大学知財 GGL (必要に応じて企業価値担保権も) についても、全国銀行協会向けなどに講演を行ってはいかがでしょうか。

(B) 企業価値担保権の活用に取り組む金融機関向けに、その背景となっている「知財・無形資産 GGL」(大学知財 GGL も併せて) に関する個別の説明会を行ってはいかがでしょうか。

(C) 企業経営アドバイザーは、現在、1000 名近くで、金融機関関係者が約半分ですので、企業価値担保権に関する理解もスムーズで普及浸透に寄与していければと考えます。

## 企業価値担保権の活用による事業性融資の推進

### 現状の担保権を活用する場合



有形資産に乏しい事業者(スタートアップ等)は十分な融資を受けることが難しいおそれ

事業に対する貸し手の関心が限定的で、経営改善支援が遅れるおそれ

ノウハウ、顧客基盤等の無形資産も担保価値として評価され、融資が判断される(事業性融資の推進につながる)

事業に対する貸し手の関心が高まり、タイムリーな経営改善支援が期待される(融資実務の改善)

⇒ 貸し手、借り手の双方がより将来を見据えて事業に注力することにより、借り手の事業の着実な成長、事業悪化の回避が図られ、融資の堅実な弁済につながることを期待される

(出所) 金融庁「事業性融資の推進等に関する法律案説明資料」(2024年3月)

## (2) (事務局説明資料：p4)

ロゴの普及促進案として、内閣府が後援している企業経営アドバイザー検定試験を活用してはどうか。

⇒ 企業経営アドバイザーを主管している日本金融人材育成協会と連携し、企業経営アドバイザーに向けた講演を開催するとともに、名刺にロゴを記載する取組を推進。また、来期以降の当該認定講座テキストに、本ガイドライン（注：「知財・無形資産ガバナンスガイドライン Ver.2.0」）の解説ページを追記予定。

### <「ロゴの普及促進案」についてのご説明>

今回、企業経営アドバイザーのテキストにて、「知財・無形資産ガバナンスガイドライン Ver.2.0」を解説しますので、「ロゴ」使用にも違和感なく接続でき、ロゴ記載の名刺から、全国の中小企業経営者の目に留まり、「知財・無形資産と企業価値向上の話題」へとつながる流れが仕組化されます。



#### (注)

本ガイドラインは、大企業を中心とする上場会社のみならず、日本の企業数の多くを占める 中小企業・スタートアップにおいても、自社の知財・無形資産の投融資・活用戦略について金融機関等と対話を行う際に活用されることが期待されていますが、通常、統合報告書や IR 資料等による開示・発信を行わない 中小企業・スタートアップにとって、簡易な様式に基づき経営戦略・構想をストーリー化して開示・発信することができる 経営デザインシートが、金融機関等との対話を深める上で有効な手法です。

「企業経営アドバイザー」は、経営デザインシートを用いて、経営者が将来のありたい姿（To Be）からバックキャストして知財・無形資産の投資・活用を含む全体戦略を描くことを支援するスキルを身につけており、その企業支援活動を通じて本ガイドラインの普及・促進に貢献し得る者として、内閣府よりロゴマークの使用を認めていただいております。

経営デザインシートがもつ、全体戦略を将来からのバックキャスト型で構想しロジックとストーリーで説明する姿勢は、本ガイドラインと本質的に同一のものと言えます。

「企業経営アドバイザー」が、本ガイドラインを活用して知財・無形資産の投資・活用戦略の促進、及び、企業の「稼ぐ力と自己変革力の向上」に向けて伴走支援に取り組む流れが仕組化されます。



② **知財・無形資産の可視化・経営指標との紐づけを一層進める**ため、例えば、以下のようなアプローチは有効と考えられるか。

(1) b. **知財・無形資産（研究開発費・データ含む）を費用ではなく資産として取り扱うマインドの浸透**

IFRS 適用企業のような大手企業にとって、「研究開発を単年度の「費用」ではなく、将来に向けた「資産」の形成と捉える企業マインドの醸成が必要。」は、そのとおりと考えます。

中小企業・スタートアップにおいても、様々なチャレンジに取り組んでいますので、「研究開発」と言えば距離があるかもしれませんが、これが費用ではなく資産とする思考法は重要。

また、中小企業では、オーナー経営者の高齢化から事業承継問題の塊があり、最近、親族承継に代わる M&A が増加していますので、無形資産・のれんの計上についても違和感が薄らいできています。

### <ご提案>

(A) (日本経済団体連合会向けには既に講演をされていますが、) 日本商工会議所（全国の商工会議所）、全国商工会連合会（全国の商工会）や、中小企業を顧問先とする税理士会・会計士会など向けへ、**知財・無形資産（研究開発費・データ含む）を費用ではなく資産として取り扱うマインドの浸透**としての「**知財・無形資産ガバナンスガイドライン**」の分かりやすい説明会は重要ではないでしょうか。

(B) 中小企業の新たな価値創造への伴走者である「**企業経営アドバイザー**」のテキストでも、本件を分かりやすく取り上げられないか検討いたしたい。

(2) c. 上記以外に、有効なアプローチはあるか。そもそも、企業サイドで、可視化が進まない要因はどこにあると考えられるか。

上場大企業を軸とした「『サプライチェーン（傘下の中小企業を含む）戦略』の観点からの将来的な企業価値向上に向けたアプローチ」（経営戦略としての知財・無形資産の活用）が重要と思料。

**（事務局説明資料：p 16/ p 17：ESG 投資、ESG 企業活動（注））**

➢ 近年、ESG 投資への要請が高まっており、将来的な企業価値を評価する上で、知財・無形資産に関する情報の開示が投資家から要請されている。

➢ 知財・無形資産の投資は単年度「費用」ではなく「資産」の形成という発想を持ち、安易に削減対象にすることのないように意識することが重要。

は、中小企業においても、まさしく当てはまるもの。

**国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）が、2023年6月、スコープ3の開示義務化を公表。**

気候変動に伴う財務リスクや脱炭素に向けた設備投資などの開示を求める。温暖化ガスは工場など自社拠点での直接排出（スコープ 1）、エネルギー使用に伴う間接排出（スコープ 2）、サプライチェーン（原材料調達、製造、輸送、販売、廃棄など）全体で発生する間接排出（スコープ 3）の開示が必要とされる。

### <ご提案>

(A) 特に、スコープ 3では、上場大企業が、中小企業を含む自らのサプライチェーン全体を俯瞰することが必要になりますので、上記の考え方（「知財・無形資産ガバナンスガイドライン」のエッセンス）を伝え、上場大企業が軸となったサプライチェーン全体の新たな価値創造力の強化（トリクルダウン効果）としてはどうでしょうか。

（注）環境省では、本年3月11日、「TCFD 開示等における『機会』の明確化を目指したビジネスチャンス創出事業」成果報告会を開催。

[https://www.env.go.jp/press/press\\_04500.html](https://www.env.go.jp/press/press_04500.html)

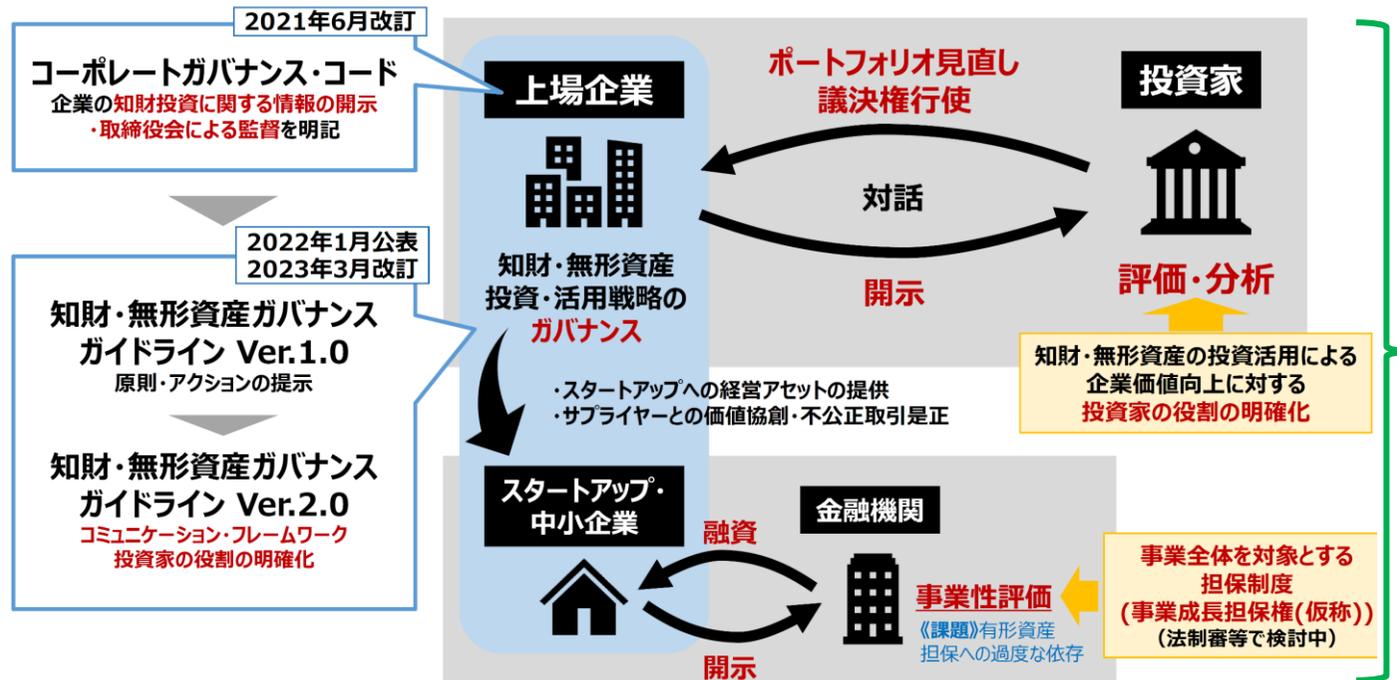
環境省では、気候変動への対応を地域の成長機会と捉えて中小企業支援を実践している地域金融機関に対し、支援に至るまでの背景や具体的な取組内容についてヒアリング調査を実施しました。3月11日の成果報告会は、ヒアリング調査で得られた知見を幅広く共有することを通じて、より多くの地域金融機関に気候変動への対応を地域の成長機会と捉えていただき、地域金融機関による「攻め」の脱炭素支援を促進することを目的としています。

基調講演では、「知財・無形資産ガバナンスガイドライン Ver.2.0」などを取り上げて、環境政策との関係で、「グリーン社会の実現に向けて、地域資源の知財・無形資産を活用して、地域金融機関が中小企業・スタートアップの持続的な稼ぐ力の向上に伴走支援することが重要」をキーノートとしております。

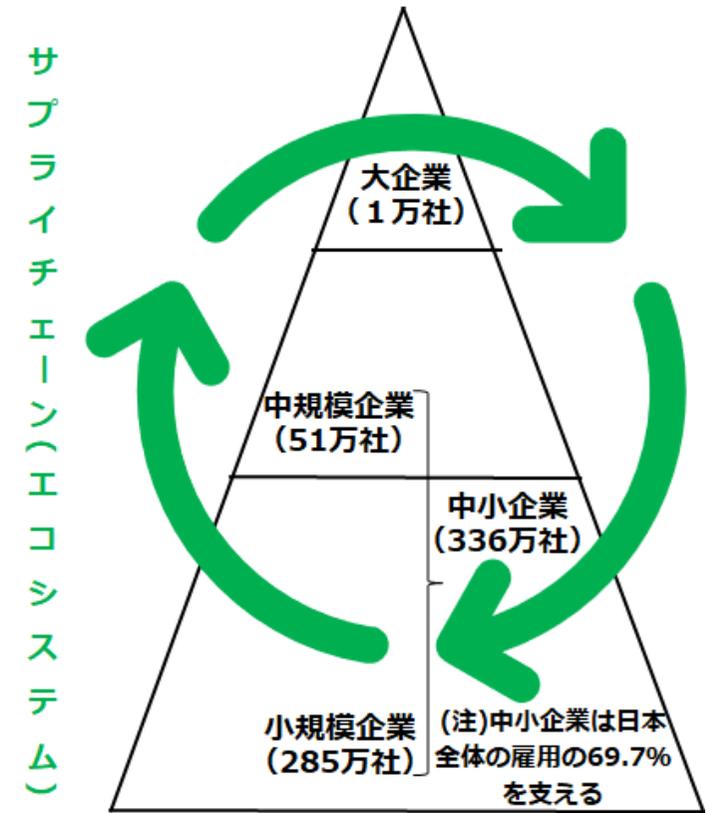
# 上場企業とスタートアップ・中小企業はサプライチェーンで連動（→「サプライチェーン戦略」が重要）

## 「知財・無形資産の投資・活用促進」の実現に向けて

- コーポレートガバナンス・コードの見直しにより、上場企業は知的財産への投資等を、自社の経営戦略との整合性を意識しつつ、具体的に情報開示すること、取締役会においてガバナンスを強化することが明記された。今後は、**投資家の役割を明確化**することにより、知財・無形資産の投資・活用を促進する
- 中小企業においても、知財・無形資産を活用した融資を受けられるよう、**知財・無形資産を含めた事業全体に対する担保制度（事業成長担保権（仮称））の創設**が検討されている



（出典）「知財・無形資産ガバナンスガイドライン Ver.2.0（概要）」



（出典）「知財・無形資産ガバナンスガイドラインVer.2.0」のp12（「令和3年経済センサス-活動調査」）